

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県教育委員会では、令和5年度よりサミットの開催を契機として、テーマ型探究を通して、自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく姿勢・意欲（エージェンシー）をもった人材育成を図るプログラムを行ってきた。令和7年度においても、テーマ型探究を通してエージェンシーをもった人材育成を図ることを基本としつつ、広島県が被爆80年を迎えることを踏まえ、生徒が多様な他者とともに、平和な世界、平和の在り方等を探究し、社会課題の解決に向けた行動を発信する機会を提供する。なお、当該活動では、生徒の課題発見・解決学習を推進するためのファシリテーションや資料提供及び成果発表の手法の教授等様々な指導・助言業務を行うため、国内外の多様な有識者や学校等と交流ができ、業務内容について専門的な知見をもつ民間事業者に業務を委託することとし、テーマ型探究活動を企画・実施する。

本取組で育成を目指す資質・能力は仕様書のとおり。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年4月11日（金） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年4月15日（火） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年4月16日（水）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課

② 提案書提出期限

令和7年4月18日（金） 午後3時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所 オンライン会議システム（Zoom等）を利用したオンラインでの実施（予定）

② 実施日時 令和7年4月23日（水）で別に指定する時間

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

④ 時間 提案者当たりの説明時間は20分程度とし、内訳は次のとおりとする。（予定）
プレゼンテーション：15分

質疑応答：5分

- ⑤ その他 企画提案書等の提出が多数の場合は、書面による審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を5者程度に選定することがある。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ☐ （別記様式第3号）電子データの保存等に関する申出書

☐ （別記様式第4号）会社概要

☐ 広島県の納税証明書の写し
（県外事業者等で、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は、添付の必要はありません。）

☐ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書の写し
- ② 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、軽微な質問については口頭で回答するが、原則として、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、様式を電子メールにより提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和7年4月28日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和7年4月30日（水）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、必要があると認める時は、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書を無効とするとともに、指名除外の

措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(14) 申請書提出後の取下げについて

申請書提出後、提案を取り下げる場合は、別記様式第5号「取下願書」を提出すること。取下願書の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル説明書
- (3) 提案書作成要領
- (4) 業務委託契約書（案）
- (5) 仕様書
- (6) 評価基準
- (7) 様式
(別記様式第1号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
(別記様式第2号) 仕様書等に対する質問書
(別記様式第3号) 電子データの保存等に関する申出書
(別記様式第4号) 会社概要
(別記様式第5号) 取下願書

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部

高校教育指導課

担当 木村、今井

電話 (082)513 - 4994 (ダイヤルイン)

電子メール koukoushidou@pref.hiroshima.lg.jp